

法改正多数!

令和5年度「使いやすい」助成金のご案内

※令和5年10月1日現在

限定	助成金名	コース名		内容	受給額 【中小企業の額】 ※大企業の場合の金額	助成金を申請できる時期 (助成金申請には、事前に計画届が必要です)
なし	キャリアアップ助成金	正社員化コース		有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換	①有期→正規：57万円/人 ※42.75万円 ②無期→正規：28.5万円/人 ※21.375万円 ※20人まで ※大企業は、①42.75万円、②21.375万円	転換して6か月が経過したら
		短時間労働者労働時間延長コース		有期雇用労働者等の週所定労働時間を3時間以上延長し、社会保険を適用	23.7万円/人 ※17.8万円 ※45人まで ※なお、3時間未満の延長であっても、以下のとおり、助成を受けられる場合がある。 ・1～2時間延長かつ10%以上昇給 5.8万円 ※4.3万円 ・2～3時間延長かつ6%以上昇給 11.7万円 ※8.8万円	週所定労働時間延長して6か月が経過したら
なし	65歳超雇用推進助成金	高齢者無期転換コース		50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換	4.8万円/人 ※10人まで ※大企業は、3.8万円	転換して6か月が経過したら
中小企業	業務改善助成金	業務改善助成金		事業場内最低賃金を30円以上引き上げる 生産性向上に関する設備投資（機械設備・コンサルティング・研修等） ※一定の要件を満たせば、特例コースで申請可。 特例コースでは、パソコン、スマホ、広告宣伝費、机・椅子なども対象にできます。	設備投資の合計額に助成率（3/4～9/10の助成率） ①30円以上引き上げ 上限120万円（130万円） ②45円以上引き上げ 上限180万円（180万円） ③60円以上引き上げ 上限300万円（300万円） ④90円以上引き上げ 上限600万円（600万円） ※（ ）内は、事業場規模30人未満の事業者の場合	令和6年1月31日まで
中小企業	両立支援等助成金	出生時両立支援コース（子育てハイクラス支援助成金）	第1種	男性従業員の育児休業を取得しやすい環境を作り、実際に男性従業員が産後8週間以内に開始する連続5日以上育児休業を取得した場合	①育児休業取得 2.0万円 ②代替要員加算 2.0万円（3人以上45万円）	育児休業の終了日の翌日から起算して2か月以内
			第2種	第1種助成金を受給した事業主が男性労働者の育児取得率を3年以内に30%以上上昇させた場合	①1年以内達成 6.0万円 ②2年以内達成 4.0万円 ③3年以内達成 2.0万円	要件を満たす事業年度の翌事業年度の開始日から起算して6か月以内
		育児休業等支援コース	育休取得時・職場復帰時	①育休取得時 対象者（3か月以上の育児休業取得者）の「育休復帰支援プラン」を作成し、面談・引継ぎを実施する場合に助成 ②職場復帰時 ①の対象者について、「育休復帰支援プラン」に基づき、育休中の職場の情報共有を行い、復帰後に面談を行い、原職等に復帰後6か月以上雇用する場合に助成	①30万円 ②30万円 ※①②各2回まで（無期雇用・有期雇用 各1回）	①育児休業または、産後休業を開始して、3か月経過したら ②育児休業から職場復帰して、6か月を経過したら
			業務代替支援	3か月以上の育休終了後、育休取得者が原職復帰の取り扱いを行い、代替要員の新規雇用等を行い、育休取得者を原職に復帰させた場合	ア) 新規採用（派遣を含む）50万円 イ) 手当支給等 10万円 （有期労働者加算10万円） ※10人まで	育児休業終了日の翌日から起算して6か月を経過する日の翌日から2か月以内
職場復帰後支援	法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、労働者が職場復帰後、6か月以内に一定以上利用させた場合	制度導入 30万円 ア) 看護休暇制度 1,000円×時間 イ) 保育サービス費用 実支出額の2/3補助 ※制度導入は1回限り、制度利用は初回から3年以内に5人まで	育児休業終了日の翌日から起算して6か月を経過する日の翌日から2か月以内			

生産性要件は、令和5年3月31日で廃止されました

これらの助成金は雇用保険料を財源としているため、労働社会保険諸法令違反（就業規則未届、法定帳簿不備、残業代未払等）がある場合、受給できない可能性があります。

あかね社会保険労務士法人

〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17 梅田エステートビル5階 TEL：06-6359-5381 E-MAIL：info@akanesr.com